

業 務 速 報

NO. 1340
2023. 4. 30
J R 東海労働組合
発行 木下 和樹
編集 斉藤 孝紀

2023年度新賃金配分に関する再申し入れに 対する団体交渉を開催！ 新賃金配分とは何ら関係がない補償措置額 の控除及び支給終了は許されない！ 本部は持ち帰り検討！

会社は4月11日、2023年度新賃金配分について、地域間格差是正と称して調整手当未支給地に10,000円を支給としているが、その上で補償措置額の控除及び支給終了を明らかにしました。本部はこの補償措置額の控除及び支給終了に対して撤回を求めて、申第20号「2023年度新賃金配分に関する再申し入れ」を申し入れました

4月25日、第3回新賃金配分の団体交渉を開催し、「補償措置額の控除及び支給終了を明らかにするタイミング誤りや、控除及び支給終了することは賃上げでなく制度上のこと、補償措置額の控除及び支給終了に対して撤回し、現行通りの支給すること」を強く主張しました。しかし、会社は「タイミングは間違っていない。調整手当支給に伴うものであるから配分で明らかにした。補償措置額の控除及び支給終了に対して撤回しない」と主張しました。

本部は会社回答に対して対立を通告し、持ち帰り検討としました。

補償措置額の控除及び支給終了を撤回し、補償措置額を現行通り支給すること。

<会社回答>

令和5年度の賃金改定による補償措置額の扱いについては、2023年4月11日の団体交渉で説明した通りである。これを撤回する考えはない。

《主な議論》

組合：調整手当支給地で補償措置額が支給されていた社員はどれ位いるのか。

会社：70名程度となる。

組合：ほとんど年配者の社員なのか。

会社：そうである。

組合：補償措置額の支給額はどれ位の範囲額なのか。

会社：数百円の方もいるし、1万円近い金額の方もいる。

組合：みんな1万円に満たない社員ばかりなのか。

会社：極々少数で1万円を超える社員もいる。大半が5千円以下である。

組合：このままでいくと1万円未満は報償措置額は支給停止になる。地域で言う静岡・名古屋でいいか。

会社：そうである。

組合：今回の補償措置額の控除及び支給終了については、3月17日のベア回答時に行うべきである。

会社：基本給のベアと新たな調整手当支給は3月17日に行って、その配分に関することは4月11日で行うべきものと考えている。

組合：しかし、3月17日に地域間格差是正で新たに調整手当未支給地に1万円を支給するとした。調整手当1万円の関与するものであるから、当然補償措置額の控除や支給終了は合わせて明らかにするべきものである。

会社：控除や支給終了は、3月17日の時点で明らかにするものではない。全体の配分に関わることなので、4月11日に明らかにすべきものとする。

組合：明らかにする順番が間違っている。補償措置額を支給されていた社員は、また騙されたと思ってしまう。例えば補償措置額を4千円支給されていた社員は支給終了によって実質6千円としかならない。

会社：まさに4月11日に明らかにしたが、本人は平成18年の制度改正で旧制度と新制度の間で、減額が発生する方にその差分を補償措置額として支給していたものである。昔は都市手当は定率であったものを、新制度は定額となったために高かった社員はその差分を補償するものであった。新たに調整手当が支給されるようになるので、その差分は小さくなるので補償措置額は支給終了となる。本人にとって見ればわかるのではないか。

組合：3月17日から4月11日までの間、控除や支給終了は明らかになっていないので、補償措置額支給者はただだまし討ちにあったと考える。

会社：だまし討ちと言うが、配分でも35歳ポイント1千円を基本に1千円に満たない社員も存在する。

組合：会社は格差ベアを実施しただけであり、組合は1千円一律基本給に張り付けろと要求している。

組合：補償措置額が支給されていなかった社員には1万円支給され、補償措置額が支給されていた社員は実質1万円からの減額されることになる。

会社：今まで差分を貰っていたが、新たな調整手当支給により差分が解消されたことになる。実際、減額にはなるが調整手当1万円は支給される。

組合：しかし、対象社員は「1万円ではない」と考える。そういう社員の思いに立てば現行通り支給せよとの要求となる。

組合：控除や支給終了はあくまでも制度上のことであり、賃上げには何ら関係はない。

会社：会社としては組合に控除や支給終了を示さないで、実施することは考えていない。3月17日に基本給と調整手当両方を上げていくという決断をしている以上、4月11日に配分回答として組合に伝えなければならないと考えて明らかにした。

組合：2023春闘のタイミングで控除や支給終了を会社は考えたのか。

会社：会社は基本給と調整手当を新賃金の回答としている。どうしても補償措置額と切り離すことはできないと思っている。

組合：地域間格差是正の趣旨で調整手当1万円をしたが、補償措置額支給者は格差是正とはならない。

会社：補償措置額を貰っていた人は、ほぼ調整手当の積み増し分なので、無給地にいながら、多く貰っていたと考えて欲しい。

組合：貰いすぎと言うことか。

会社：無給地にいる人達にとっては、補償措置額を貰っていた人達はイレギュラーな方達であった。多く貰っていた。周りの人達は制度が変わったことによって、下がることは不利益なので上げていく。自然な考えである。控除や支給終了によって地域間格差を拡大させるものとは考えていない。

組合：補償措置額を支給されていた人は、控除や支給終了によって損をしたと考える。

会社：旧制度で補償措置額を支給されて、新制度でも補償措置額を貰ってしまうと二重取りとなってしまう。それはできない。

組合：無かった人は1万円支給されて、補償措置額を貰っていた人は下がってしまう。

会社：下がってはいない。周りが追いついたのである。

組合：例えば補償措置額を1万円を貰っていた人は、名称が変わるだけである。

会社：総支給では変わらない。

組合：補償措置額の控除・支給終了はだまし討ちである。

会社：都市手当と調整手当の差を埋めるために補償措置額を支給していた性質のものなので、制度が変われば補償措置額が無くなることは周知されるのではないか。

組合：本人は納得しない。総支給額で不公平感がある。

会社：制度改正によって補償していたものであり、今回の未支給地に調整手当1万円支給することにより、補償がするものが無くなることである。補償措置をしなくても、ベースは引き上がっている。

組合：春闘と制度改正が一緒になってしまっている。補償措置額を貰っていた人は、周りが1万円上がって、自分は賃下げ状態であると考える。

会社：賃下げではない。特別に補償されていたものがなくなることである。

組合：春闘は生活向上のための賃上げなのに、補償措置を貰っていた人達は生活向上とはならない。会社はマスコミにならして35歳ポイント7,200円の賃上げとしたが、実は1,000円のベアであり、補償措置額を貰っていた人達は2重の詐欺にあったと考える。

組合：東京・関西の人は1,000円しか上がらない。控除・支給終了を明らかにするタイミングが間違っている。3月17日に言うべきことである。70名の対象者は不信が募る。

組合：申し入れの通り、補償措置額を現行通り支給せよ。

会社：会社は配分の形で控除と支給終了を明らかにした。明らかにしたタイミングは間違ったとは考えていない。補償措置額の控除と支給終了を撤回する考えはない。

組合：明らかにしたタイミングは間違っていないことを確認するぞ。

組合：対象者の年齢層はいくらか。

会社：ほぼ50歳代と考えて間違いはない。平成18年当時基本給が高かった社員である。

組合：静岡は都市手当は低かった。静岡には補償措置額支給者は存在するのか。

会社：ほばいないと考えて欲しい。

組合：明らかにしたタイミングは間違っていないことと、控除と支給終了は撤回しないことを確認する。対立を確認し、持ち帰り検討する。

＊この交渉後、持ち回り中央執行委員会を開催し、これ以上の前進はないと判断して、４月27日、17時30分に2023年度新賃金配分に関する、妥結通告し交渉を集約してきました。

以 上